

特例による退職共済年金の請求手続きについて

～今年度末退職される皆さまへ～

60歳になられた方、または60歳になられる方につきましては、特例の退職共済年金の請求手続きが必要となります。

【支給要件】次のいずれにも該当するときに受給権が発生します。

- ①60歳以上の方(受給権発生日は60歳の誕生日の前日となります)
- ②組合員期間が1年以上ある方
- ③組合員期間等*が25年以上ある方

*組合員期間のほかに厚生年金保険の被保険者、私立学校教職員共済組合制度の加入者、国民年金の期間(第3号被保険者、免除期間を含む)

平成22年3月までに60歳になられる方
(昭和25年4月1日以前生まれの方)

平成22年4月以降に60歳になられる方
(昭和25年4月2日以後生まれの方)

退職共済年金の請求はお済みですか?

退職共済年金が決定されている。
または、請求中である。

請求していない。

平成22年4月以降に、年金を受け取ることができる年齢になりましたら、ご自宅へ“年金請求書の事前送付”をさせていただきます。年金請求を行っていただくようご案内させていただきます。
(退職後、住所が変更となる場合には、共済組合へご連絡ください)
(詳細は、すこやか10月号12ページ参照)

特例の退職共済年金の請求手続きが必要となります。
年度末は事務が集中する時期です。速やかに事務処理が行えるよう60歳に到達されましたら、請求手続きを行ってくださいますようお願いいたします。
請求にあたっての必要書類等の手続きに関しましては、所属所共済事務担当の方の指示に従ってくださいますようお願いいたします。

退職時に

退職改定の手続きが必要となります。
改定にあたっての必要書類等の手続きに関しましては、所属所共済事務担当の方の指示に従ってくださいますようお願いいたします。

退職後、民間企業等へ再就職される場合は、7ページをご覧ください。

退職改定に伴う年金証書は、平成22年6月初旬に皆さまのお手元に届けさせていただきます。初回の年金(4・5月分)支給日は、平成22年6月15日となります。
(共済組合が定めた期日までに年金請求を行った場合に限りです。)

また、共済組合の期間のほかに被用者年金制度(厚生年金保険の被保険者、私立学校教職員共済組合制度の加入者等)の期間があり、上記の支給要件に該当された場合は、その制度における特別支給の年金を受給することができます。ただし、脱退一時金等を受給している場合は、年金とならない期間となりますので、年金事務所等(元社会保険事務所)へ確認を行ってください。